

公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則

制 定 平成18年4月1日和医大規則第4号

最終改正 令和3年3月29日和医大規則第19号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)及び公立大学法人和歌山県立医科大学定款(以下「定款」という。)の定めるところにより設立される公立大学法人和歌山県立医科大学(以下「法人」という。)の組織及び運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(大学の設置)

第2条 法人は、和歌山県立医科大学(以下「大学」という。)を和歌山市に設置する。

(事務所)

第3条 法人は、事務所を和歌山市紀三井寺811番地1に置く。

第2章 役員

(役員)

第4条 法人に、定款第8条の規定に基づき次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 1人
- (3) 理事 4人以内
- (4) 監事 2人

(理事長)

第5条 理事長は、定款第9条第1項の規定に基づき、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長の任命は、法人の申出に基づき、和歌山県知事(以下「知事」という。)が行う。

3 理事長は、大学の学長(以下「学長」という。)となるものとする。

4 第2項の申出は、学長となる理事長を選考するため法人に設置される機関(以下「理事長選考会議」という。)の選考に基づき行う。

5 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、理事長選考会議の議を経て、法人の規程により定められた学長の任期によるものとする。

6 理事長の解任は、法第17条第1項から第3項並びに法第75条の規定による。

(副理事長)

第6条 副理事長は、定款第9条第3項及び第4項の規定により、法人を代表し、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

2 副理事長は、理事長の定めるところにより、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 副理事長は、理事長が任命する。

4 副理事長の任期は、3年とする。ただし、補欠の副理事長の任期は、前任者の残任期間とする。

5 副理事長は、再任されることができる。

6 副理事長の解任は、法第17条第1項から第4項の規定による。

(理事)

第7条 理事は、定款第9条第5項及び第6項の規定により、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長に事故あるときはその職務

を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

- 3 理事は、理事長が任命する。
- 4 理事長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際現に法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。
- 5 理事の任期は、3年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 理事は、再任することができる。この場合において、理事がその最初の任命の際現に法人の役員又は職員でなかったとき第4項の規定の適用については、その再任の際限に法人の役員又は職員でない者とみなす。
- 7 理事の解任は、法第17条第1項から第4項の規定による。
- 8 理事の業務について、必要な事項は別に定める。

(監事)

第8条 監事は、定款第9条第7項及び第8項の規定により、法人の業務を監査する。

- 2 監事は、知事が任命する。
- 3 監事の任期は、任命後4年を経過する日又は任命後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する法第34条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の日のいずれか早い日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 監事は、再任されることができる。
- 5 監事の解任は、法第17条第1項から第4項の規定による。
- 6 監事の業務について、必要な事項は別に定める。

第3章 会議及び審議機関等

(理事会)

第9条 法人に、定款第15条に規定する理事長、副理事長及び理事をもって構成する理事会を置く。

- 2 理事会に関し必要な事項は、別に定める。

(理事長選考会議)

第10条 法人に、定款第10条第3項に規定する理事長選考会議を置く。

- 2 理事長選考会議は、次の各号に掲げる委員各5人をもって構成する。
 - (1) 定款第18条第2項各号に掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
 - (2) 定款第21条第2項各号に掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
- 3 理事長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経営審議会)

第11条 法人に、定款第18条に規定する経営審議会を置く。

- 2 経営審議会は、定款第18条第2項各号及び第3項に掲げる者から構成する。
- 3 経営審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究審議会)

第12条 法人に、定款第21条に規定する教育研究審議会を置く。

- 2 教育研究審議会は、定款第21条第2項各号に掲げる者から構成する。
- 3 教育研究審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(企画戦略機構)

第13条 法人に、企画戦略機構を置き、必要な事項は別に定める。

(各種委員会)

第14条 法人に、各種委員会を置き、必要な事項は別に定める。

第4章 職員

(職員)

第15条 法人に、次に掲げる職員を置く。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 教授
 - (4) 准教授
 - (5) 講師
 - (6) 助教
 - (7) 事務職員
 - (8) 技術職員
 - (9) 現業職員
 - (10) その他必要な職員
- 2 学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。
 - 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
 - 4 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 5 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 6 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
 - 7 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であつて、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
 - 8 事務職員は、法人運営に係る事務に従事する。
 - 9 技術職員は、技術に関する職務に従事する。
 - 10 現業職員は、現業に関する職務に従事する。
- 第16条 法人に置かれる職員の任命、懲戒その他人事管理又は職員の定数の管理に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

第5章 教育研究組織

(学部)

第17条 大学に、学部を置く。

- 2 学部に学科を設け、学部及び学科に関し必要な事項は、和歌山県立医科大学学則に定める。
- 3 学部に学部長を置き、当該学部を担当する教授をもって充てる。学部長は、当該学部の校務をつかさどる。
- 4 学部に教授会を置き必要な事項は、別に定める。

(専攻科)

第17条の2 大学に、専攻科を置く。

- 2 専攻科に関し必要な事項は、和歌山県立医科大学学則に定める。
- 3 専攻科に専攻科長を置き、当該専攻科を担当する教授をもって充てる。
- 4 専攻科長は、当該専攻科の校務をつかさどる。

(大学院)

第18条 大学に大学院を置く。

- 2 大学院に研究科を設け、大学院及び研究科に関し必要な事項は、和歌山県立医科大学大学院学則に定める。

3 研究科に研究科長を置き、教授をもって充てる。研究科長は、当該研究科の校務をつかさどる。

(附属病院)

第 19 条 大学に、附属病院を置く。

2 附属病院に病院長を置く。

3 附属病院に、附属病院紀北分院を置く。

4 附属病院紀北分院に長を置き、副院長をもって充てる。

(図書館)

第 20 条 大学に、図書館を置く。

2 図書館に館長を置く。

(学生部)

第 21 条 大学に、学生部を置く。

2 学生部に長を置く。

(教育研究開発センター)

第 22 条 大学に、教育研究開発センターを置く。

2 教育研究開発センターに長を置く。

3 教育研究開発センターに次の各号の組織を置く。

(1) 教育研究開発部門

(2) 教養教育部門

(入試センター)

第 23 条 大学に、入試センターを置く。

2 入試センターに長を置く。

第 23 条の 2 削除

(みらい医療推進センター)

第 23 条の 3 大学に、みらい医療推進センターを置く。

2 大学にみらい医療推進センターに長を置く。

3 大学にみらい医療推進センターに次の各号の組織を置く。

(1) げんき開発研究所

(2) サテライト診療所本町

4 前項各号の組織に長を置く。

(健康管理センター)

第 23 条の 4 大学に、健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに長を置く。

(ワークライフバランス支援センター)

第 23 条の 5 大学に、ワークライフバランス支援センターを置く。

2 ワークライフバランス支援センターに長を置く。

第 23 条の 6 削除

(看護キャリア開発センター)

第 23 条の 7 大学に、看護キャリア開発センターを置く。

2 看護キャリア開発センターに長を置く。

(情報基盤センター)

第 23 条の 8 大学に、情報基盤センターを置く。

2 情報基盤センターに長を置く。

(共同利用施設)

第 24 条 大学に、共同利用施設を置く。

- 2 共同利用施設に長を置く。
- 3 共同利用施設に次の各号の組織を置く。
 - (1) ラジオ・アイソトープ実験施設
 - (2) 中央研究機器施設
 - (3) 動物実験施設

(伏虎共同利用施設)

第 24 条の 2 大学に、伏虎共同利用施設を置く。

- 2 伏虎共同利用施設に長を置く。
- 3 伏虎共同利用施設に次の各号の組織を置く。
 - (1) 伏虎研究機器施設
 - (2) 伏虎動物実験施設

(次世代医療研究センター)

第 24 条の 3 大学に、次世代医療研究センターを置く。

- 2 次世代医療研究センターに長を置く。
- 3 次世代医療研究センターにバイオメディカルサイエンスセンターを置く。
(医学部附属の教育研究施設等)

第 25 条 医学部に附属の教育施設等として先端医学研究所を置く。

- 2 先端医学研究所に長を置く。
- 3 先端医学研究所に次の各号の組織を置く。
 - (1) 生体調節機構研究部
 - (2) 遺伝子制御学研究部
 - (3) 分子病態解析研究部

第 6 章 理事会直轄組織

(産官学連携推進本部)

第 26 条 法人に、産官学連携推進本部を置く。

- 2 産官学連携推進本部に長を置く。
- 3 産官学連携推進本部に次の各号の組織を置く。
 - (1) 産官学連携センター
 - (2) 知的財産権管理センター

4 前項各号の組織に長を置く。

(地域・国際貢献推進本部)

第 27 条 法人に、地域・国際貢献推進本部を置く。

- 2 地域・国際貢献推進本部に長を置く。
- 3 地域・国際貢献推進本部に次の各号の組織を置く。
 - (1) 国際交流センター
 - (2) 生涯研修センター
 - (3) 地域医療支援センター

4 前項各号の組織に長を置く。

(危機対策室)

第 27 条の 2 法人に、危機対策室を置く。

- 2 危機対策室に長を置く。
第 7 章 法人等の運営

(法人等の運営の基準)

第 28 条 法人は、大学の教育研究上の目的を達成するため、学部その他の組織の一体的な運営により、その機能を総合的に発揮するようにしなければならない。

(理事長補佐体制の整備)

第 29 条 法人は、円滑な法人運営に資するため、理事長を補佐する体制の整備に努めなければならない。

(情報の積極的な提供)

第 30 条 法人は、大学の教育及び研究並びに組織及び運営の状況について、刊行物への掲載その他周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供しなければならない。

第 8 章 事務組織

(事務局)

第 31 条 法人に、総務、財務、学務、施設、企画立案、研究協力及び学術情報等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 事務局に、その所掌事務を分掌させるため、課及び室を置く。

3 事務局、課及び室に、事務局長、課長及び室長を置く。

4 事務局長は事務職員をもって、事務局の課長及び室長に充てる。

5 事務局長は、理事長の監督の下に事務局の事務を掌理し調整する。

6 前項の規定にかかわらず、附属病院の運営に関する業務にあつては、事務局長は附属病院長の監督の下に、事務局の事務を掌理し調整する。

7 事務局に事務局次長を置き、原則として事務職員をもって充てる。

8 事務局次長は、事務局長の職務を助け、事務局の事務を整理する。

9 課長及び室長は、それぞれの課又は室の事務を処理する。

第 9 章 補則

(客員教授等)

第 32 条 法人の理事長は、常時勤務の教員以外の職員で法人の教育若しくは研究に従事する者に対しては、客員教授等を称せしめることができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な事項については、別に理事長が定める。

(補則)

第 33 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法人の成立の日から施行する。

(旧県立大学設置及び管理条例に規定する短期大学に関する経過措置)

2 法人は、定款の附則に規定するもののほか、この定款の施行の日の前日において、和歌山県立大学設置及び管理条例及び和歌山県立医科大学大学院設置及び管理条例を廃止する条例(平成 18 年和歌山県条例第 1 号)による廃止前の和歌山県立大学設置及び管理条例(昭和 26 年和歌山県条例第 1 号)第 2 条第 2 項に規定する和歌山県立医科大学看護短期大学部に在学する学生が当該短期大学を卒業するため必要であった教育課程の履修を行うことができるようにするため、和歌山県立医科大学看護短期大学部(以下「短期大学」という。)を和歌山市に設置する。

3 短期大学は、前項に規定する学生が当該短期大学に在学しなくなる日において、廃止するものとする。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年3月13日和医大規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に附属病院長の職にある者が理事の職を兼ねる場合の理事の任期は、第 7 条第 5 項の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日までとし、その後任の理事の任期は令和 3 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成30年3月29日和医大規則第5号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。